

市民サービス窓口改革PR動画制作業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（平成25年3月22日制定）第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年10月3日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

市民サービス窓口改革PR動画制作業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 市民サービス窓口改革PR動画制作業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）が必要
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「制作等」業種細区分「映画・ビデオ・マイクロフィルム・写真」あるいは、業務細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」に登録されていること。
- (3) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年10月10日(金)午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年10月16日(木)午後5時15分掲載予定
企画提案書等の提出	令和7年10月17日(金)～令和7年10月24日(金) 午後5時15分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和7年10月29日(水)予定
審査結果の通知	令和7年11月上旬予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

市民サービス窓口改革PR動画制作業務委託に係る質問書（様式2号）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市 市民協働局 市民生活部 区政推進課（以下「区政推進課」という。）へ送信後、電話により、到着確認をすること。

●電子メール：kuseisuishin@city.okayama.jp ●電話：086-803-1033

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

区政推進課へ持参し、提出すること。

提出日は岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に規定する休日を除く。

また、各日の受付時間は午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書(様式1号)

- ・岡山市に届け出た使用印を押印すること。

②企画提案書(様式は任意)

- ・用紙はA4版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・「商号又は名称」欄は、正本(1部)にのみ記載すること。
- ・提案内容には、商号又は名称、商号又は名称を類推できる表現は使用しないこと。
- ・評価基準(別紙1)について、提案内容を記載すること。
- ・企画提案書は、評価項目1項目あたり1ページに収めること。
- ・必要に応じて資料を添付し、添付する資料は評価項目1項目あたり3ページ以内とすること。
- ・ヒアリング時に説明しやすいよう、ページ番号をつけること。
- ・仕様書(案)に基づき、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。
 - (ア) 動画のコンセプト
 - (イ) 画面編成(絵コンテ。素材の静止画・動画の別を明記すること。)
 - (ウ) 動画の展開方法
 - (エ) 業務の実施体制及びスケジュール
 - (オ) 類似業務における過去5年間の受託実績について、発注者、受託業務名称、受託期間、契約金額及び業務概要(5件まで)
※発注者は官民を問わない

③見積書(様式は任意)

- ・消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。なお広告費の内訳が分かるように記載すること。

(3) 提出部数

区分	提出書類	提出部数
正本	①企画競争参加申請書(様式1号) ②企画提案書 ③見積書	各1部
副本	②企画提案書	6部

(4) 注意事項

- ①提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ②仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも受理しない。

- ④提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤企画競争参加申請書（様式1号）の提出後の辞退については、参加辞退届（様式3号）を令和7年10月28日（火）午後5時15分までに区政推進課へ持参により提出すること。その後の参加辞退届は受け付けない。

8 特定方法等

（1）審査体制

市民サービス窓口改革PR動画制作業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（2）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
ただし、提案者ごとの評価得点（各委員の評価点数の平均点（小数点第3位を四捨五入））が、60点未満の提案については特定しない。
- ③評価基準の評価項目について、1項目でも0点があれば最適な提案者として特定しない場合がある。

（3）ヒアリングの実施

- ①発表時間は1事業者につき15分以内とし、その後委員会委員及び事務局による質疑応答を10分程度行う。
- ②発表に用いる資料は、事前に提出された企画提案書に限る。（モニターやプロジェクターの使用はできない。）
- ③出席人数は3名以内とする。なお、配置予定の業務責任者は必ず出席すること。
- ④詳細な日時、場所については後日通知する。

（4）評価基準

評価基準（別紙1）のとおり

（5）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥構築額の見積額が提案上限額（3,000,000円）を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（6）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提出時にその旨を伝えること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の提案上限額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争に関する手続きその他の行為は、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 市民協働局 市民生活部 区政推進課（岡山市役所 本庁舎7階）担当：鳥越、金谷
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：(086)803-1033

FAX 番号：(086)803-1875

電子メール：kuseisuishin@city.okayama.jp